

「鹿児島市立病院における携帯電話に関する環境構築及びサービス提供 企画提案競技」
に係る提案募集要領

1. 趣旨

本要領において、「鹿児島市立病院における携帯電話に関する環境構築及びサービス提供 企画提案競技」に係る提案募集に必要な事項を定めるものとする。

2. 調達概要について

(1) 件名

鹿児島市立病院における携帯電話に関する環境構築及びサービス提供

(2) 内容

別に定める『「携帯電話に関する環境構築及びサービス提供 企画提案競技」に係る提案書作成条件』による。

3. 参加資格

以下の要件をすべて満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) この告示の日(以下「告示日」という。)以後に、鹿児島市立病院又は鹿児島市から契約に係る指名停止を受けている期間がない者であること。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (4) 鹿児島市立病院が行う契約からの暴力団排除対策要綱(平成26年4月1日制定)に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員の統制下にある団体に該当しない者であること。
- (6) 告示日において、納期の到来している市区町村税、消費税及び地方消費税を完納していること。
- (7) 過去3年間に於いて、200床以上を有する病院(国公立病院又は公的病院のほか、民間病院も含む。)で、携帯端末販売又は賃借及び通信提供業の実績を有する者。
- (8) 運営にあたり、関係法令の規定により資格等が必要な場合はそれらを有すること。また、関係法令の許認可等(届出を含む)が必要な場合は、選定後自らその手続きを行うこと。
- (9) 事故の場合、事業者の責任において即刻対応ができ、かつ相応の補償能力を有すること。

4. 提出書類

次に掲げる書類をA4判ファイルに番号順にとじ、正本は表紙及び背表紙に法人名を記入し、提出すること(期限厳守。期限後は受理しない。)

提出書類については、提出日現在の内容を記入し、押印の部分については、必ず実印を使用することとし、証明書類は、証明年月日が提出日前3月以内のもので、それぞれ発行官公署において定めた様式による原本であること。

資格要件を満たさない者が提出した申請書、資格要件等について虚偽の報告が判明した申請書及び提出書類に不実記載等があった申請書等は受理しない。

(1) 提案募集の参加に関すること(提出: 正本1部)

- ① 携帯電話に関する環境構築及びサービス提供 企画提案競技参加申請書(様式1)
- ② 会社概要書(様式第2)
- ③ 商業登記簿謄本(3か月以内に発行されたもの)
- ④ 誓約書(様式第3)
- ⑤ 役員名簿
- ⑥ 定款
- ⑦ 印鑑証明書(原本、3か月以内に発行されたもの)
- ⑧ 鹿児島市発行の「市税」納税証明書(入札参加資格審査用)

鹿児島市内に営業所等がない場合等で、鹿児島市に納税義務がない場合は、本社所在地の市区町村役場(特別区にあつては都税事務所)発行の「法人市(町・村)民税(特別区にあつては法人都民税)」納税証明書とする。

- ⑨ 税務署発行の「消費税及び地方消費税」納税証明書(未納税額がないこと用(納税証明書その3またはその3の3))
- ⑩ 申請日の直前2事業年度分の決算書(財務諸表〔貸借対照表・損益計算書・利益処分表〕)

※令和5年度鹿児島市業務委託等入札参加有資格業者名簿へ登載されている者にあつては、4の(1)の③及び⑤から⑨までの書類を省略することができる。その際は、携帯電話に関する環境構築及びサービス提供 企画提案競技参加申請書(様式1)にその旨を表示すること。

(2) 提案書の審査に関すること

- ① 提案審査申請書(様式第4)(提出: 正本1部)
- ② 提案書(別に定める『「携帯電話に関する環境構築及びサービス提供 企画提案競技」に係る提案書作成条件』に沿って作成されたもの)(提出: 正本1部、副本12部)
- ③ 見積書(別に定める『「携帯電話に関する環境構築及びサービス提供 企画提案競技」に係る提案書作成条件』に沿って作成されたもの)(提出: 正本1部、副本12部)

5. 提出場所および提出期限等

(1) 提出場所及び問い合わせ先

〒890-8760 鹿児島市上荒田町37番1号

鹿児島市立病院医事情報課情報システム係

電話 099-230-7022

Eメール hpji-jou@city.kagoshima.lg.jp

(2) 提出方法

持参又は書留郵便(令和5年6月9日(金)午後5時15分必着のこと。)

(3) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで(正午から午後1時までの時間を除く。)

(4) 提出期限等

①「提案募集の参加に関すること」について

携帯電話に関する環境構築及びサービス提供 企画提案競技参加申請書を記入の上、所定の書類(4-(1)で定めたもの)を添付し、

令和5年6月9日(金)午後5時15分まで(土曜日、日曜日を除く)

に上記提出場所に持参又は郵送(書留郵便に限る。)すること。

②「提案書の審査に関すること」について

提案者は「提案書」・「見積書」に「提案審査申請書」を添えて

令和5年6月23日(金)午後5時15分まで(土曜日、日曜日を除く)

に上記提出場所に持参又は郵送(書留郵便に限る。)すること。

- ①・②とも郵送による場合であっても、同提出期限までに必着とし、電子メールによる申請の提出は受け付けない。

(5) 参加決定通知

企画提案競技参加資格は、提出された書面により審査し、その結果は令和5年6月14日(水)(予定)までに書面にて個別に通知する。

6. 質疑応答

(1) 質問方法

質問内容を別紙「質問書(様式第5)」に記載し、提出場所及び問い合わせ先のアドレスへ電子メールで送信すること。

(2) 質問受付期限

令和5年6月16日(金)午後5時15分まで(期限厳守)

(3) 質問先

「5 提出先および提出期限等」の提出場所及び問い合わせ先に同じ。

(4) 質問回答

質問者を含め提案者全員の電子メールアドレスに、質問の内容とその回答を随時送信する。

7. プレゼンテーション

企画提案競技参加資格を有し、提案書を提出した者を対象にプレゼンテーションを実施する。説明10分、質疑応答5分を予定。

- (1) 日時:令和5年7月3日(月)15:00~16:00

※時間等の詳細は、別途通知する。

8. 提案書の審査及び受注者の決定等

「携帯電話に関する環境構築及びサービス提供者選定委員会」において、提案書等を審査の上、受注候補者を決定し、その結果を通知する。なお契約については、契約条件を協議し、見積合わせを行い、締結する。受注候補者との間で協議が整わない場合は、次点者に選定されたものと協議を行うものとする。

9. 受注候補者の選定方法

(1) 選定方法の概要

受注者の選定にあたっては、「携帯電話に関する環境構築及びサービス提供者選定委員会」において、提案書等の提出書類及びプレゼンテーション、見積価格の審査を行い、総合的に評価して点数を算出し、合計点数が最も高いものを受注候補者とする。

(2) 審査の手順

審査は、資格審査(一次審査)と総合審査(二次審査)を実施する。

①資格審査(一次審査)

資格審査では、参加者から提出された参加申請書、誓約書、実績一覧表及び会社概要等により、参加者の資格要件について審査を行い、一般競争入札(総合評価落札方式)に参加できる有資格者であることを確認する。一定の要件を備えていない場合は失格とする。

②総合審査(二次審査)

総合審査では、提案書及びプレゼンテーションの審査、見積価格の審査を行う。得点は、提案書及びプレゼンテーションに対する提案内容審査(提案内容点700点満点)と、見積書に基づく価格審査(価格点300点満点)との合計(1000点満点)により算出する。なお、オプション見積については、価格審査の対象外とする。

10. その他

- (1) 提案書等の作成及び提出など、企画提案競技への参加に関する一切の費用は、参加者の負担とする。
- (2) 提出された書類は返却しない。
- (3) 次に掲げる者は審査の対象としない。
 - ① 提案書等必要な書類をその提出期限までに提出しなかった者
 - ② 提案参加資格を満たしていないと判断される者
 - ③ 虚偽の申請を行った者
 - ④ その他募集要領の規定に違反した者
- (4) 提案提出期限後における提案書の提出、再提出及び差替えは認めない。但し当院の求めに応じて、資料等を追加する場合はこの限りではない。
- (5) 鹿児島市情報公開条例に基づく開示請求があった場合には、契約の相手方も公開することになるので、了解の上で申請をすること。